

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 80 号

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成 12 年岩手県規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

本則中次の表の左欄に掲げる字句(同表の中欄に掲げる規定において用いられるものに限る。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に改める。

事業運営期間	第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条並びに第 9 条	計画期間
次期事業運営期間	第 9 条第 1 項及び第 2 項	次期計画期間

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

市町村等名	
-------	--

基金拠出金見込額計算書

1 標準給付費及び地域支援事業に要する費用見込額

年度 (1)	年度 (2)	年度 (3)	計 (4)
円	円	円	円

備考 1 標準給付費及び地域支援事業に要する費用見込額とは、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第 6 条第 4 項第 1 号に規定する標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額の見込額です。

2 記載に当たっては、次の方法によってください。

(4)=(1)+(2)+(3)

2 拠出金見込額

標準給付費及び地域支援事業に要する費用見込額計 (4)	拠出率 (5)	拠出金見込額 (6)
円	%	円

備考 1 拠出率は、介護保険財政安定化基金条例第 2 条に規定する割合としてください。

2 記載に当たっては、次の方法によってください。

(6)=(4)×(5)

3 各年度の拠出金見込額

年度 (7)	年度 (8)	年度 (9)	計 (10)
円	円	円	円

備考 1 記載に当たっては、次の方法によってください。

(10)=(7)+(8)+(9)

2 (6)と(10)は一致させてください。

4 予定保険料収納率

%

(A4)

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

市町村等名	
-------	--

基金事業交付金所要額計算書

予定保険料収納額 (1)	保険料収納必要額	基金事業対象 比率
円	円	%

実績保険料収納（見 込）額（2）	収納した保険料総額	基金事業対象 比率	(3)=((1)-(2))÷2
円	円	%	円

保険料収納下限額 (4)	保険料収納必要額	基金事業対象 比率	第1号被保険者数 の区分に応じて定 める率	(5)=((1)-(4)) ÷2
円	円	%	%	円

基金事業対象費用（見込）額(6)	基金事業対象収入（見込）額 (7)	(8)= ((6)-(7)) ÷ 2
円	円	円

交付限度額 (3)、(5)、(8)のうち、いずれか少ない額
円

備考1 計画期間3年間の数値を記載してください。

2 (5)欄は、(2)<(4)の場合のみ記入してください。

(A4)

様式第4号（第4条関係）

市町村等名	
-------	--

基金事業対象収入額及び費用額実績報告書（ 年度）

1 基金事業対象収入額

実績保険料収 納（見込）額 (1)	介護給付費交付 金交付実績（見 込）額 (2)	地域支援事業支援 交付金交付実績（見 込）額 (3)	公費負担金実績 （見込）額(4)	調整交付金交付 実績（見込）額 (5)	地域支援事業交 付金交付実績 （見込）額(6)	介護給付費準 備基金取崩し 額 (7)

円	円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---	---

基金事業対象収入（見込）額 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)=(8)
円

2 基金事業対象費用額

現物給付実績（見込）額 (9)	償還払い実績（見込）額 (10)	地域支援事業に要する費用実績（見込）額 (11)	介護保険財政安定化基金拠出金 (12)	介護保険財政安定化基金償還金 (13)
円	円	円	円	円

基金事業対象費用（見込）額 (9)+(10)+(11)+(12)+(13)=(14)
円

備考1 公費負担金実績額とは、法第121条、第123条第1項及び第2項並びに第124条の規定により、国、県、市町村等が負担する額の合計額です。

2 地域支援事業交付金とは、法第122条の2並びに第123条第3項及び第4項の規定により、国、県が交付する額の合計額です。

3 介護給付費準備基金取崩し額とは、市町村等が設置する介護給付費準備基金から介護保険特別会計に歳出した額です。

4 現物給付実績額は、被保険者が介護サービス計画に基づくサービスの現物給付を受けた場合の額の合計額とします。

5 償還払い実績額は、福祉用具購入費、住宅改修費及び高額サービス費に係る償還払いを受けた場合の合計額とします。

6 介護保険財政安定化基金拠出金は、介護保険財政安定化基金条例施行規則第2条の規定により知事が通知した額とします。

(A4)

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第6条関係）

市町村等名	
-------	--

基金事業貸付金所要額計算書（ 年度）

1 単年度基金事業対象費用額実績報告書

現物給付実績（見込）額 (1)	償還払い実績（見込）額 (2)	地域支援事業に要する費用実績（見込）額 (3)	介護保険財政安定化基金拠出金 (4)	介護保険財政安定化基金償還金 (5)
円	円	円	円	円

単年度基金事業対象費用（見込）額 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)=(6)
円

2 単年度基金事業対象収入額実績報告書

実績保険料収納(見込)額(7)	介護給付費交付金交付実績(見込)額(8)	地域支援事業支援交付金交付実績(見込)額(9)	公費負担金実績(見込)額(10)	調整交付金交付実績(見込)額(11)	地域支援事業交付金交付実績(見込)額(12)	介護給付費準備基金取崩し額(13)
円	円	円	円	円	円	円

単年度基金事業対象収入(見込)額 (7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)=(14)
円

3 基金事業貸付金所要額計算書

単年度基金事業対象費用(見込)額(6)	単年度基金事業対象収入(見込)額(14)	(15)=(6)-(14)
円	円	円

貸付限度額(15)×1.1	貸付希望額(限度額の範囲内)
円	円

備考1 本年度の数値を記載してください。

- 2 現物給付実績額は、被保険者が介護サービス計画に基づくサービスの現物給付を受けた場合の額の合計額とします。
- 3 償還払い実績額は、福祉用具購入費、住宅改修費及び高額サービス費に係る償還払いを受けた場合の合計額とします。
- 4 介護保険財政安定化基金拠出金は、介護保険財政安定化基金条例施行規則第2条の規定により知事が通知した額とします。
- 5 公費負担金実績額とは、法第121条、第123条第1項及び第2項並びに第124条の規定により、国、県、市町村等が負担する額の合計額です。
- 6 地域支援事業交付金とは、法第122条の2並びに第123条第3項及び第4項の規定により、国、県が交付する額の合計額です。
- 7 介護給付費準備基金取崩し額とは、市町村等が設置する介護給付費準備基金から介護保険特別会計に歳出した額です。

(A4)

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号(第7条関係)

市町村等名	
-------	--

基金事業貸付金所要額計算書(最終年度用)(年度)

1 基金交付申請額

基金交付申請額(1)
円

2 単年度基金事業対象費用額及び収入額

単年度基金事業対象費用（見込）額 (2)	単年度基金事業対象収入（見込）額 (3)	(2)-(3)	貸付限度額 ((2)-(3)) ×1.1	貸付希望額（限度額の範囲内）
円	円	円	円	円

3 計画期間基金事業対象費用額及び収入額

基金事業対象費用（見込）額 (4)	基金事業対象収入（見込）額 (5)	実績保険料収納（見込）額 (6)	保険料収納下限額 (7)	(8)=(6)-(7)
円	円	円	円	円

貸付限度額 ((4)-(5)-(1)) × 1.1	貸付希望額
円	円

備考1 1及び2に記載してください。ただし、計画期間の1年度目及び2年度目に介護保険財政安定化基金から貸付けを受けていない市町村等にあつては、1及び3に記載してください。

2 2については、本年度の数値を記載してください。

3 3については、計画期間3年間の数値を記載してください。

(A4)

様式第10号（第7条関係）

市町村等名	
-------	--

基金事業対象収入額及び費用額実績報告書（最終年度用）

1 基金事業対象収入額

実績保険料収納（見込）額(1)	介護給付費交付金交付実績（見込）額 (2)	地域支援事業支援交付金交付実績（見込）額 (3)	公費負担金実績（見込）額(4)	調整交付金交付実績（見込）額 (5)	地域支援事業交付金交付実績（見込）額 (6)	介護給付費準備基金取崩し額 (7)
円	円	円	円	円	円	円

基金事業対象収入（見込）額 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)=(8)
円

2 基金事業対象費用額

現物給付実績（見込）額 (9)	償還払い実績（見込）額 (10)	地域支援事業に要する費用実績（見込）額 (11)	介護保険財政安定化基金拠出金 (12)	介護保険財政安定化基金償還金 (13)
円	円	円	円	円

基金事業対象費用（見込）額 (9)+(10)+(11)+(12)+(13)=(14)

円

備考1 記載に当たっては、計画期間3年間全体の数値を記載してください。

2 公費負担金実績額とは、法第121条、第123条第1項及び第2項並びに第124条の規定により、国、県、市町村等が負担する額の合計額です。

3 地域支援事業交付金とは、法第122条の2並びに第123条第3項及び第4項の規定により、国、県が交付する額の合計額です。

4 介護給付費準備基金取崩し額とは、市町村等が設置する介護給付費準備基金から介護保険特別会計に歳出した額です。

5 現物給付実績額は、被保険者が介護サービス計画に基づくサービスの現物給付を受けた場合の額の合計額とします。

6 償還払い実績額は、福祉用具購入費、住宅改修費及び高額サービス費に係る償還払いを受けた場合の合計額とします。

7 介護保険財政安定化基金拠出金は、介護保険財政安定化基金条例施行規則第2条の規定により知事が通知した額とします。

(A4)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。